

令和8年度第12回（令和8年9月30日）庁議提案

□審議 ☒報告 □その他

担当部・課：教育委員会博物館〔98-4831〕

1 件名

石巻市博物館特任館長の設置及び選任について

2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）**【背景】**

開館から5年目を迎えた石巻市博物館では、石巻地域の歴史や文化、民俗、芸術等の継承及び市民への学習機会の提供のため、計画的に学芸員の配置を実施しているが、専門分野における調査研究をはじめ、博物館業務を担う上で必要となる実務経験や専門性の確保が課題となっている。

【目的】

博物館の学術的な知識知見の高度化並びに知名度と社会的信用度の更なる向上のため、専門性の高い著名な研究者を特任館長に選任するもの。

3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性**【根拠法令：☒有 □無】**

地方自治法（昭和22年法律第67号）

石巻市専門委員設置規則（令和2年石巻市規則第7号）

【総合計画の位置付け：□有 ☒無】**【個別計画の位置付け：□有 ☒無】****4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）**

令和8年2月～7月 非常勤特別職の特任館長選任に関する検討・庁内関係課協議
8月 教育委員会第8回定例会において特任館長の設置について原案可決

5 主な内容**1 名称 石巻市博物館特任館長****2 設置根拠及び身分**

地方自治法第174条の規定による「専門委員」とし、地方公務員法上の身分については、同法第3条第3項第3号「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職（専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。）」に規定する非常勤特別職として配置する。

3 職務

- (1) 博物館資料調査に関する助言及び協力
- (2) 博物館が行う事業、講演会等への協力
- (3) 博物館の普及啓発等のために、特に必要と認める業務

※助言等については、オンライン会議を通じて行うことを基本とする。

4 任期 2年**5 報酬等****(1) 報酬及び旅費の支給**

上記職務を行う場合は、石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、予算の範囲内において報酬（勤務1日につき9,500円）及び費用弁償を支給する。

(2) 提供物

博物館に関する情報誌、資料等を提供する。

6 選任する者

近江 俊秀 氏（1966年生 石巻市出身）

奈良大学文学部文化財学科 卒業
元奈良県立橿原考古学研究所 主任研究員
元文化庁 主任文化財調査官（埋蔵文化財部門） R 8. 3 退職
奈良大学教授（現在） 専門分野：文化財行政学

6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

特任館長の設置により、考古資料の調査研究が正確性を増し、博物館事業の推進が期待できる。

【市財政への負担】

年間 約 15 ～ 20 万円（令和 8 年度については流用対応）

報酬 @ 9, 500 円 × 3 回 = 28, 500 円（オンライン会議）

費用弁償 1 回当たりの概算 約 130, 000 円

その他博物館が行う事業、講演会等へ参加を要請する場合は、別途謝金等を負担する。

（財源）一般財源

7 他の自治体の政策との比較検討

秋田県立近代美術館、新潟市美術館などで特任館長を設置している。

8 今後の予定及び施行予定年月日

令和 8 年	9 月	石巻市教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部改正
	10 月	石巻市博物館特任館長（専門委員）の委嘱
令和 9 年	1 月～ 2 月	（仮称）文化財の活用を考える歴史フォーラムに講師として招聘

9 その他